

第16 誘導灯及び誘導標識

1 用語

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯に区分する。
- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (4) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。J I S Z8716の常用光源ランプD65により、照度200ルクスの外光を20分間照射し、その後における表示面が $24\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上、 $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、 $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。
- (5) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (6) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (8) 居室とは、建基法第2条第4号に規定するほか、駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (9) 非常用照明装置とは、建基令第126条の4に規定されるもので、建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。
- (10) 開放廊下とは、直接外気に開放され、かつ、住戸等の火災時に発生する煙を有効に外気に排煙できる廊下をいう。また、廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (11) 主要な避難口とは、避難階にあつては、屋内から直接地上へ通ずる出入口、避難階以外の階にあつては直通階段の出入口をいう。なお、それぞれに附室が設けられている場合は、当該附室の出入口をいう。
- (12) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。なお、吹き抜け等がある場合は避難経路を含めて視認できること。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は容易に見通しできるものとみなす。
- (13) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることがわかるものをいう。

(14) 外光とは、自然光のことをいう。なお、当該場所には採光のための十分な開口部が存すること。

2 構造及び性能

誘導灯及び誘導標識は、規則第28条の3第1項、第4項第5号、第7号、第10号、第6項及び平成11年消防庁告示第2号第5の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯及び誘導標識は、認定品を使用すること。★

(2) 誘導灯の区分

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、規則第28条の3第1項の規定によること。

区分		表示面の縦寸法 (m)	表示面の明るさ (カンデラ)	表示型式
避難口 誘導灯	A級	0.4以上	50以上	A級
	B級	0.2以上0.4未満	20以上	B級・BH級
			10以上20未満	B級・BL級
C級	0.1以上0.2未満	1.5以上	C級	
通路 誘導灯	A級	0.4以上	60以上	A級
	B級	0.2以上0.4未満	25以上	B級・BH級
			13以上25未満	B級・BL級
C級	0.1以上0.2未満	5以上	C級	

(3) 表示

誘導灯及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識には、平成11年消防庁告示第2号第6の規定による表示を行うこと。

3 誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、規則第28条の3第2項によるほか次によること。

(1) 誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の具体例を図16-1に示す。

(2) 誘導灯を設置する上で見とおし障害について留意すべき具体例を図16-2に示す。

(3) 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

図16-1 誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができない例

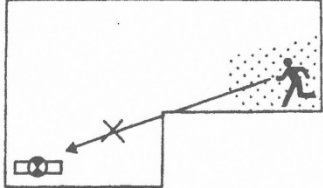
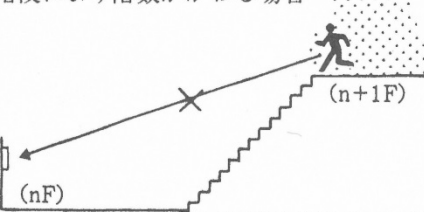
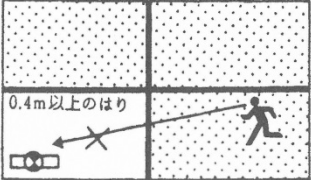
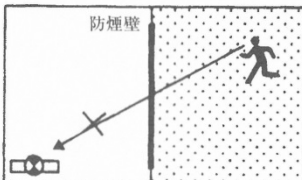
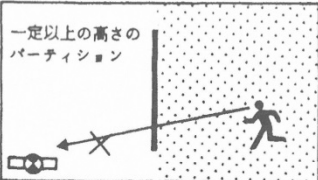
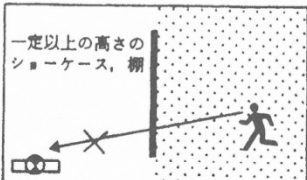
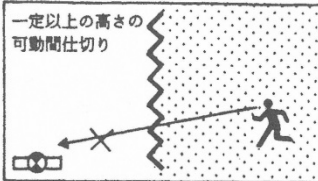
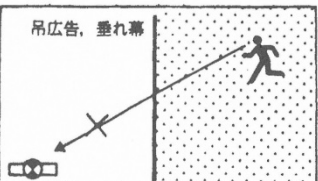
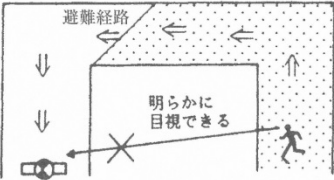
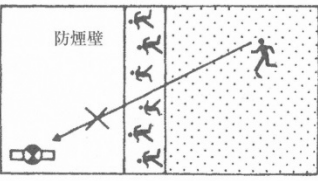
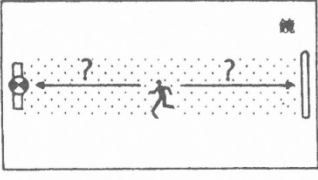
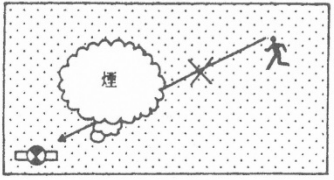
例	備考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合</p>  <p>○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○一定以上の高さのパーティションがある場合</p>  <p>○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切りがある場合</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>
<p>○吊広告、垂れ幕がある場合</p> 	<p>吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。</p>

図16-2 誘導灯の見とおし障害について留意すべき例

例	備 考
<p>○直接目視できるが、当該出口まで迂回しなければならない場合</p> 	<p>誘導灯が目視できない地点がある場合は、その地点からの誘導灯は、見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○常時、人が往来する通路を挟む場合</p> 	
<p>○十分に誘導灯を映し込める大きさの鏡がある場合</p> 	
<p>○演出上ドライアイスなどの煙を使用することが予想される場合</p> 	<p>視認性が阻害される要因があらかじめ予想される場合は、点滅などの付加装置により誘目性を向上させることが望ましい。</p>

4 誘導灯、誘導標識の設置基準及び設置種類

誘導灯及び誘導標識の設置基準は、令第26条第1項の規定による。

項	設置基準			設置種類						
	避難口・ 通路誘導灯	客席誘導 灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯 (室内に設けるも の)		通路誘導灯 (廊下に設けるもの)		
				当該階の床面積 (㎡)		当該階の床面積 (㎡)		当該階の床面積 (㎡)		
				1,000㎡ 以上	1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上	1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上	1,000㎡ 未満	
(1)	イ ロ	全部	全部 ただし、 誘導灯を 設置した 場合その 有効範囲 内を除く	A・B	A・B	通路A・ B	通路A・ B	通路C		
(2)	イ ロ ハ ニ									
(3)	イ ロ									
(4)										
(5)	イ ロ			※1						
(6)	イ ロ ハ ニ			全部	C	C	通路C			通路C
(7)				※1						
(8)				※1						
(9)	イ ロ			全部	A・B	A・B	通路A・ B			通路A・ B
(10)				※1	C	C	通路C			通路C
(11)										
(12)	イ ロ									
(13)	イ ロ									
(14)										
(15)										
(16)	イ ロ	全部	※2	A・B ※1	A・B	通路A・ B	通路A・ B			
(16の2)		※1	※2	A・B	A・B	通路A・B	通路A・B			
(16の3)		※1		A・B	A・B	通路A・B	通路A・B			
備考	全部～建物のどの階にあっても設置 ※1 ～地階、無窓階及び11階以上の部分に 設置 ※2 ～(1)項の用途部分に設置			備考 A・B～避難口A級、避難口B級・BH型又は避難口B級・ BL型に点滅機能を有するもの C ～避難口C級以上(矢印付はB級以上) 通路A・B～通路A級、通路B級・BH型 通路C～通路C級以上 ※1 (16)項イにあつては(1)項から(4)項まで、(5)項イ、 (6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供さ れているもの						

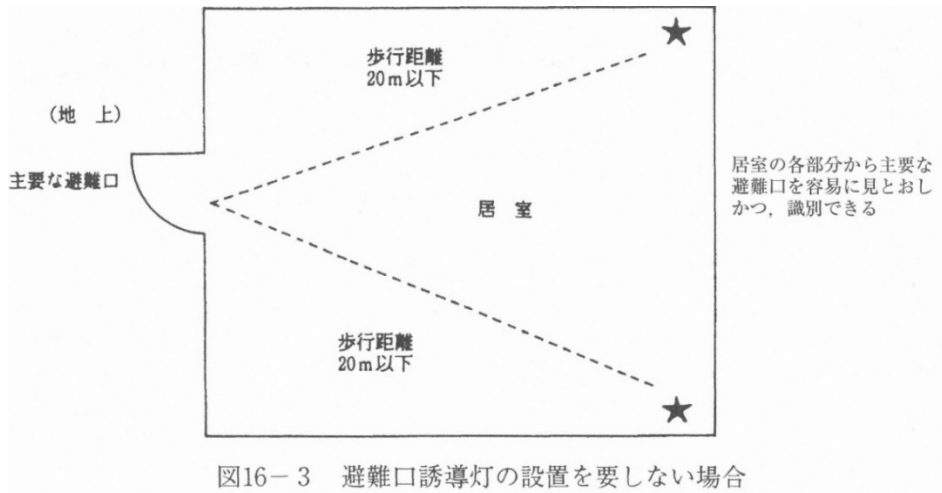
※A・B又はA・Bを設置する場合において、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されてい

る者の使用に供する場所に設置する場合には、令32条を適用して、B級又はC級とすることができる。

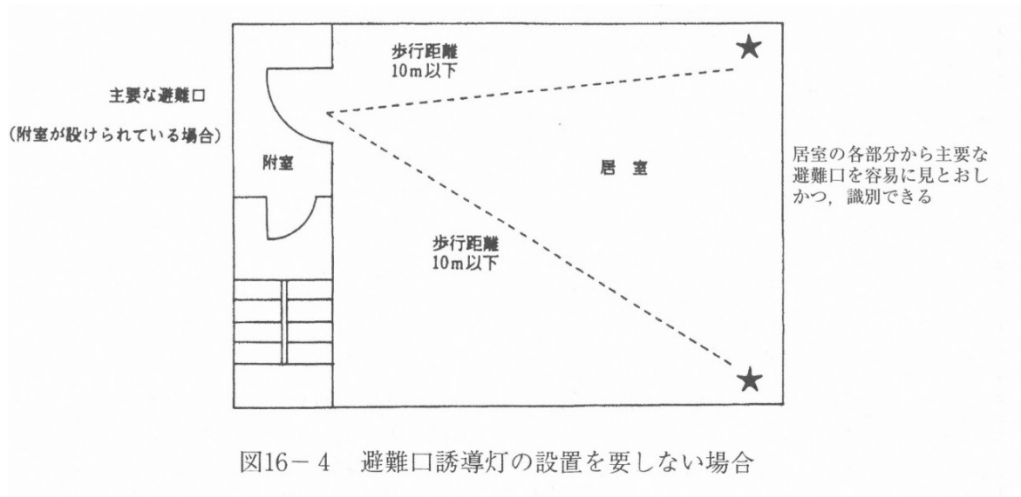
5 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分は規則第28条の2第1項及び平成11年消防庁告示第2号第3の規定によること。

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

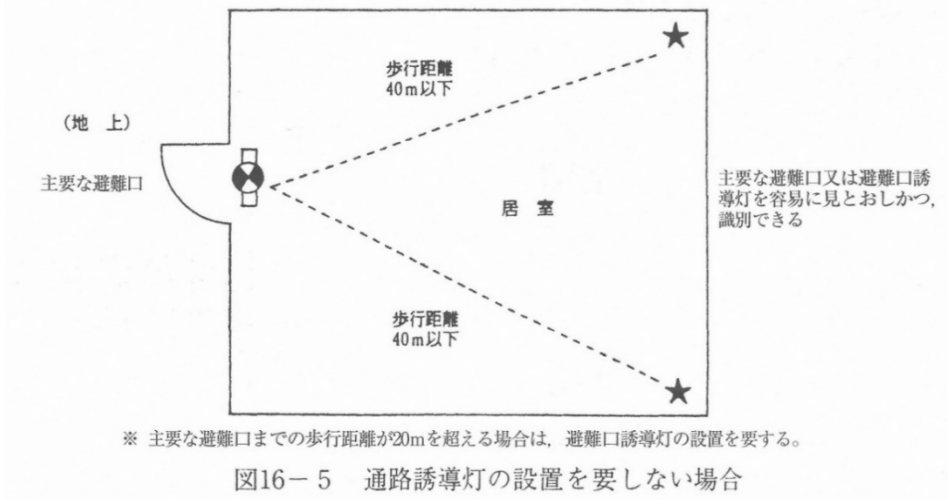


イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

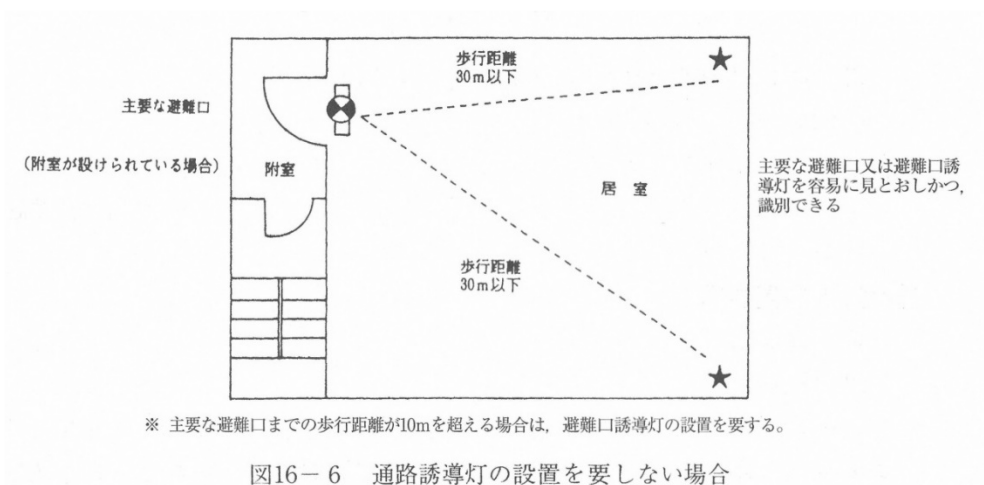


(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分は、規則第28条の2第2項の規定によること。

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合



イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

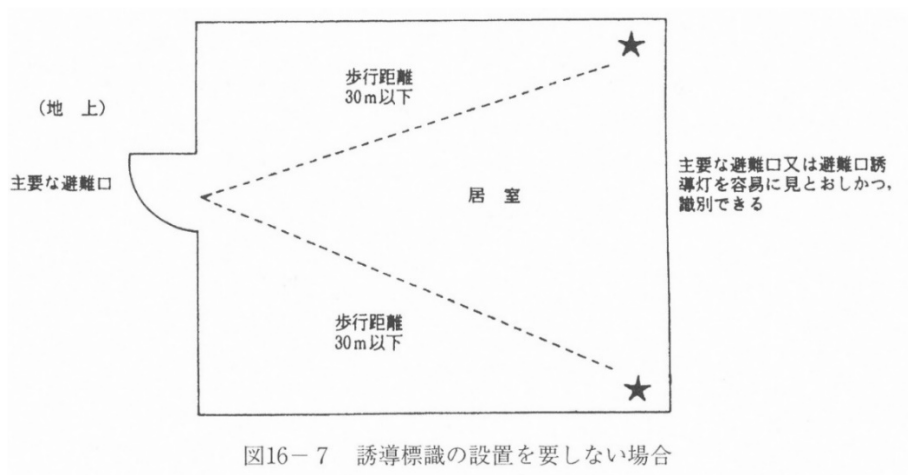


ウ 階段又は傾斜路に設けるもの

規則第28条の2第2項第5号の規定によるほか、非常用照明装置により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合は設置を要しない。◆

(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分は、規則第28条の2第3項の規定によること。

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合



イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

6 誘導灯の設置要領

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

避難口誘導灯は、令第26条第2項第1号の規定によるほか、規則第28条の3第3項第1号の規定により、次の位置に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(イ) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

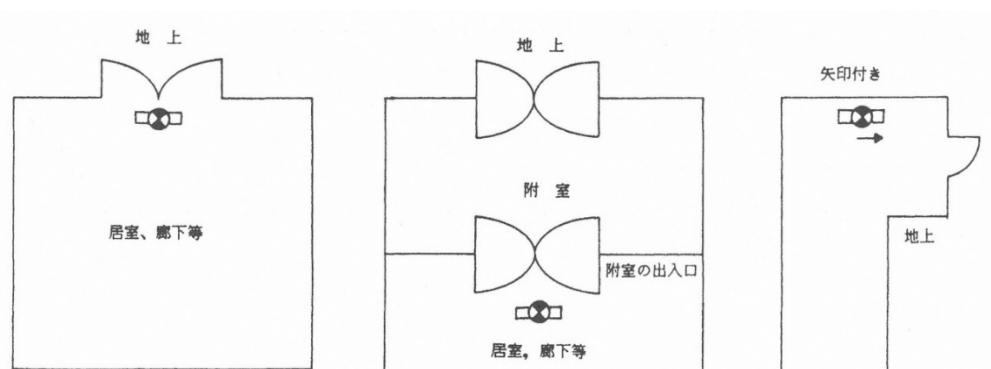


図16-8 避難口誘導灯の設置例

(イ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

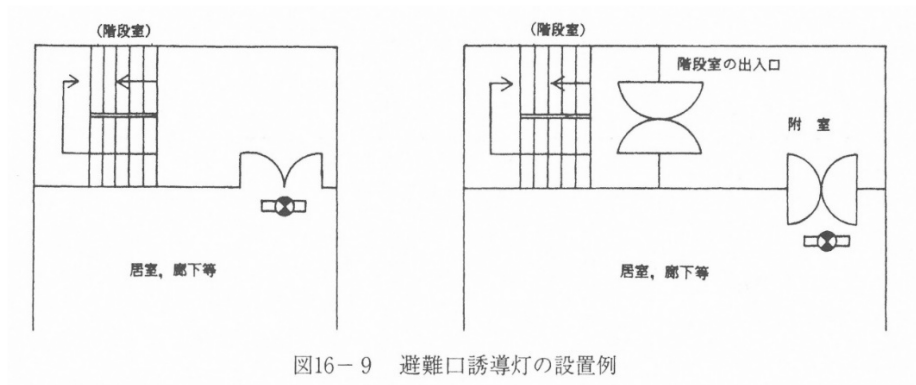
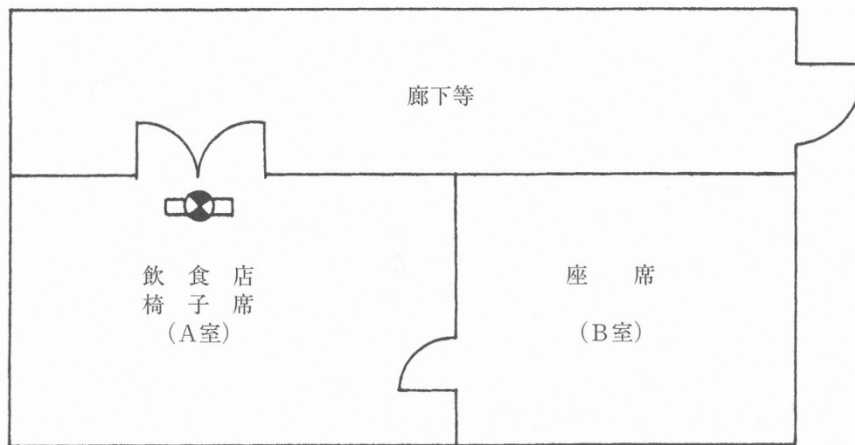


図16-9 避難口誘導灯の設置例

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であるものを除く。）



連続居室の設置例

図16-10 連続居室の設置例

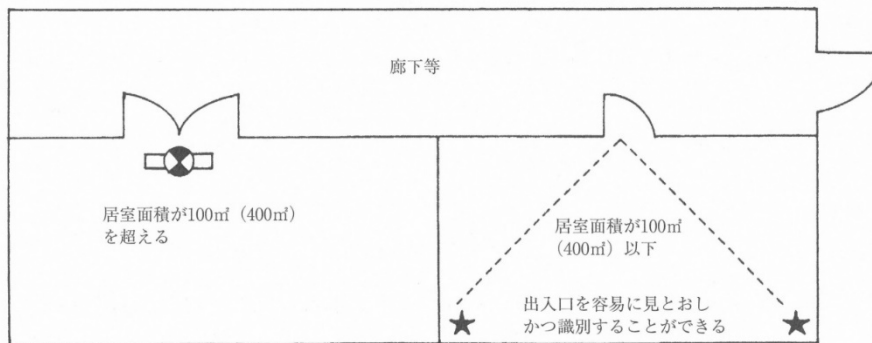


図16-11 居室から廊下への出入口の設置例

(エ) (ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開

くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連続して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）

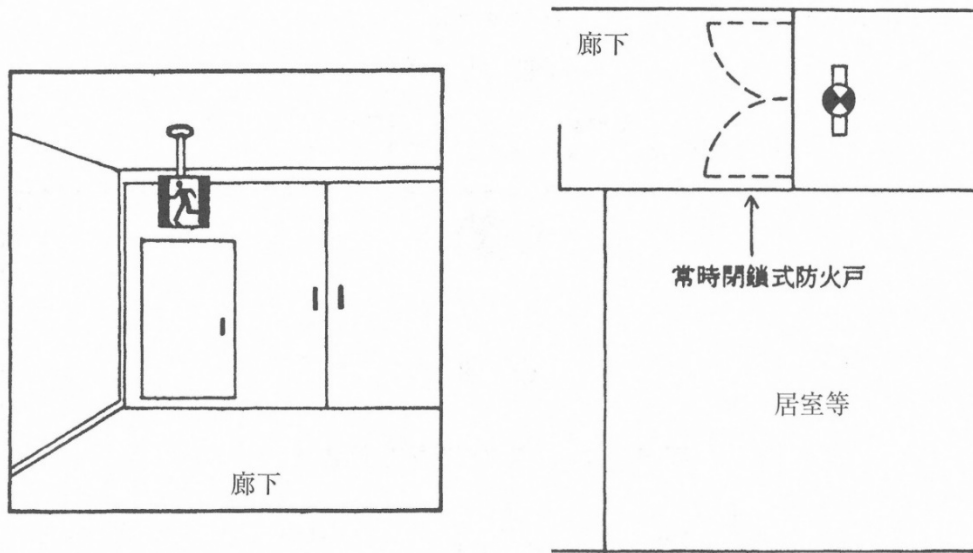


図16-12 避難口誘導灯の設置例

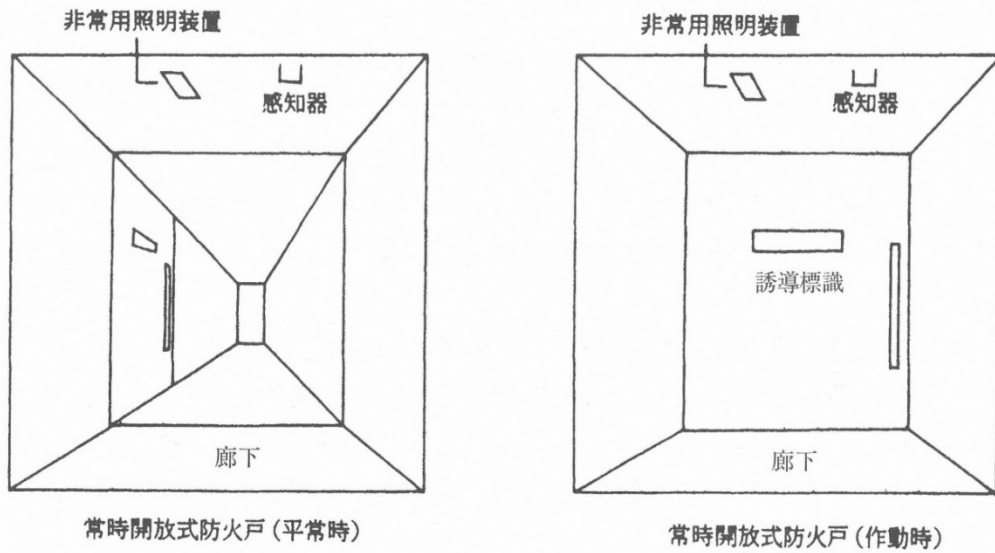
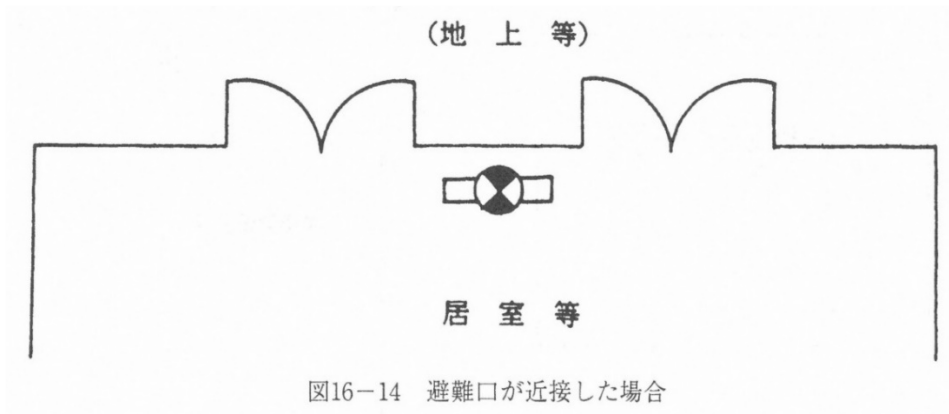


図16-13 避難口誘導灯の設置が除外される例

イ 避難口誘導灯の省略

次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

- (7) 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口誘導灯の灯火により容易に識別できる他の避難口



- (4) 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分◆
- (ウ) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供する階又は令別表第1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用に供する階にある主要な避難口のうち、次に掲げる場合★
- a 開放式の廊下等に接続した直通階段の出入口で次のすべてに適合するもの
- ① 階段の出入り口には、扉を設けていないこと。
 - ② 階段には、通路誘導灯または、非常用の照明装置が設置されていること。
 - ③ 居室の出入口から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できること。
- b 開放式の廊下に接続された屋外直通階段の出入口
- (エ) 令別表第1に掲げる防火対象物のうち屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導體制が確立されている場合における観覧席からの出入口部分。ただし、夜間に使用する場合を除く。◆
- (オ) 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られると判断できる場合◆

ウ 設置要領

避難口誘導灯は、規則第28条の3第4項第1号から第3号、第6号から第8号の規定によるほか、次によること。

- (ア) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。◆
- (イ) 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのものを設置すること。◆

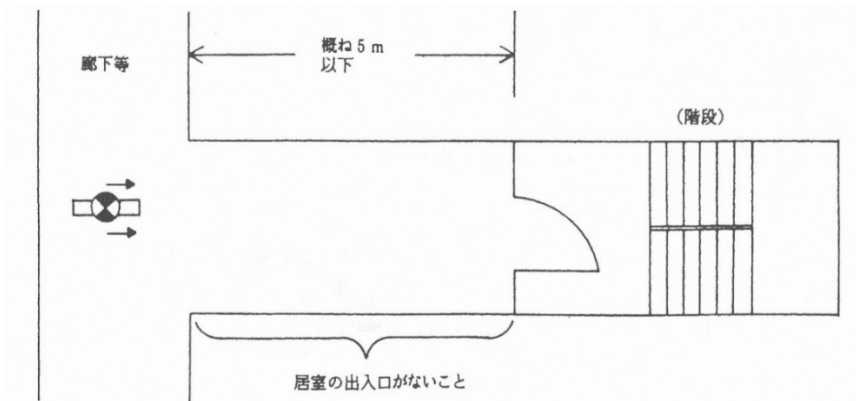


図16-15 避難口誘導灯の設置例

- (ウ) 避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあつては、これによらないことができる。◆
- (エ) 直近に垂れ壁等がある場合は視認性を確保するため、当該垂れ壁より下方に設けること。◆

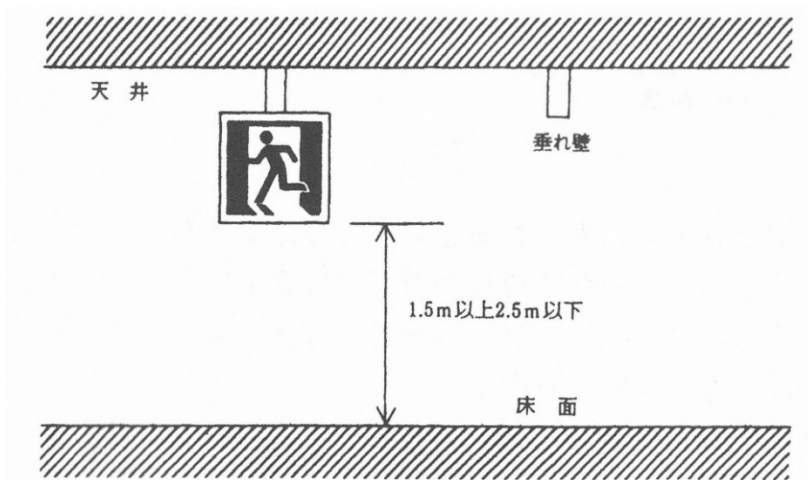


図16-16 避難口誘導灯の設置例

- (オ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

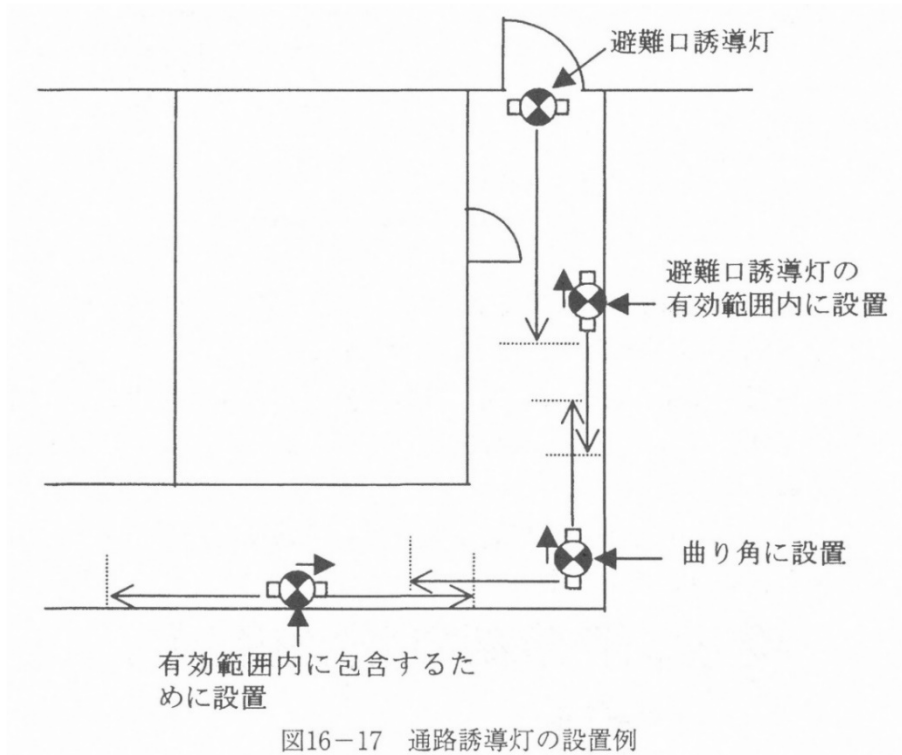
また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊な照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け火災発生時には、当該照明装置を停止させること。



(2) 通路誘導灯

ア 設置箇所

通路誘導灯は、令第26条第2項第2号及び規則第28条の3第3項第2号の規定により設けること。



イ 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用して通路誘導灯の設置を省略することができる。◆

- (ア) 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下
- (イ) 令別表第1に掲げる防火対象物で、個人の住居の用に供する廊下等
- (ロ) 客席誘導灯を設けた居室内
- (エ) 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- (オ) 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

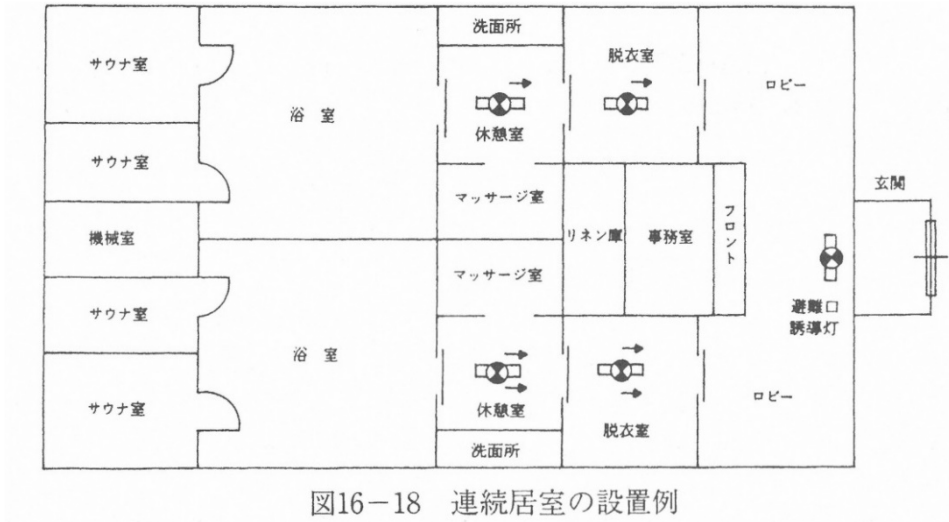
ウ 設置要領

通路誘導灯は、規則第28条の3第4項第1号から第3号、第5号、第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

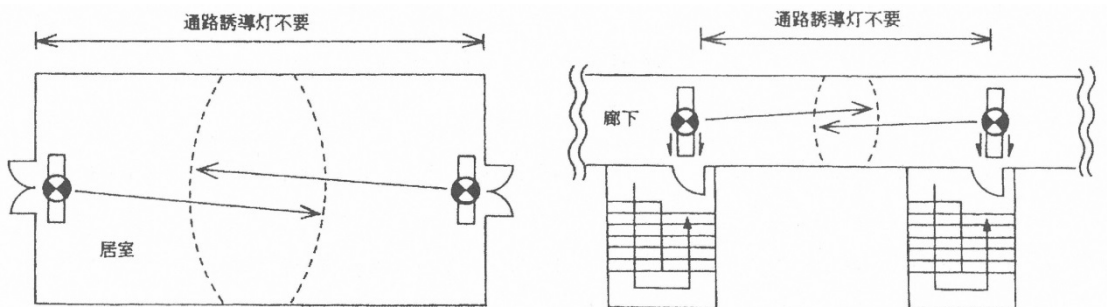
- (ア) 床面から通路誘導灯下面の高さが2.5m以下となるように設置すること。◆
- (イ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。◆
- (ロ) 直近に防煙たれ壁等がある場合、当該防煙たれ壁等より下方の個所に設けるこ

と。◆

- (エ) 令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち当該(9)項イの用途に供される部分で、浴室、マッサージ室、脱衣室等の居室が連続している場合は、一つの居室内通路として設置すること。◆



- (オ) 規則第28条の2第2項第1号の規定に該当しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲に包含される場合にあっては、通路誘導灯を設置しないことができる。



(3) 階段通路誘導灯

ア 設置場所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を規則第28条の3第4項第4号の規定により設けること。

- イ 次のいずれかに該当する場合、令第32条を適用して階段通路誘導灯の設置を省略することができる。◆

- (ア) 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段
- (イ) 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段
- (ウ) 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

ウ 設置要領

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯は、規則第28条の3第4項第4号の規定により設けること。

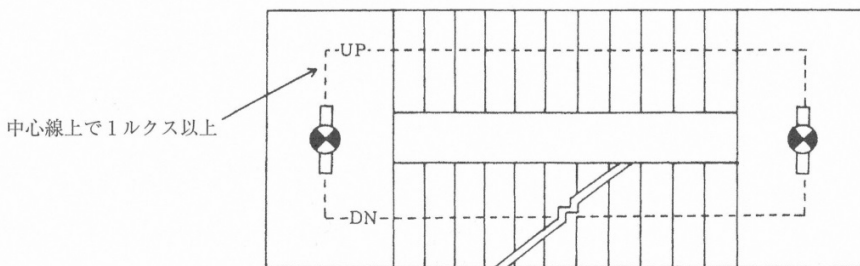


図16-20 階段通路誘導灯の設置例

(4) 客席誘導灯

ア 設置箇所

客席誘導灯は、令第26条第1項第3号及び令第26条第2項第3号の規定によること。

イ 次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し客席誘導灯の設置を省略することができる。◆

- (ア) 外光により避難上必要な床面照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- (イ) 避難口誘導灯により避難上必要な床面照度が得られる客席部分
- (ウ) 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

ウ 設置要領

- (ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上となるよう設けること。
- (イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は当該通路の中心線上で測定し必要な照度が得られること。★
- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。◆
- (エ) 原則として床面から0.5m以下の高さに設けること。◆
- (オ) 客席誘導灯は、避難上障害とならないように設置すること。◆